

宮運輸第181号  
令和4年12月22日

公益社団法人 宮城県トラック協会会長 殿

東北運輸局宮城運輸支局長  
(公印省略)

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）に係る交付申請の受付期間等について

標記について、自動車交通部長及び自動車技術安全部長より別添のとおり通達がありましたので、了知されるとともに貴協会傘下事業者に対し周知方お願いいたします。

東自旅一第505号  
東自旅二第757号  
東自貨第313号  
東自保第85号  
令和4年12月12日

宮城運輸支局長 殿

自動車交通部長  
自動車技術安全部長  
(公印省略)

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金  
(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に係る交付申請の受付期間等について

標記について、自動車局技術・環境政策課長から別添のとおり交付申請の受付期間等について  
通知があったので、了知されるとともに事業者への周知方お取り計らい願います。

令和4年12月7日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局技術・環境政策課長  
(公印省略)

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金

(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に係る交付申請の受付期間等について

令和4年度自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)の執行については、「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)交付要綱」(令和4年12月7日付け国自技環第122号、国自旅第343号、国自貨第108号。以下「交付要綱」という。)及び「自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)に関する運用方針」(令和4年12月7日付け国自技環第123号、国自旅第344号、国自貨第109号。によるもののほか、交付要綱別表の大臣が定める期間等については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 交付予定枠の申し込み期間(交付要綱第4条、別表)

令和4年12月13日から令和4年12月27日まで

自保受第169号

-4.12.-9

東北運輸局

(2) 通常申請(交付要綱第5条第1項)

①申請対象車両 令和5年2月1日から令和5年3月31日までの間に新車新規登録(使用過程車を電気自動車に改造する場合は車検証等の交付。以下同じ。)されるもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 上記の内定通知から20日以内

自貨受第199号

-4.12.-9

東北運輸局

(3) 実績申請(交付要綱第5条第2項)

①申請対象車両 原則として、令和4年12月2日から令和5年1月31日までの間に新車新規登録されたもの(ただし、(1)の期間に地方運輸局長に対して交付予定枠の申し込みを行い、内定通知を受けたものに限る。)

②申請受付期間 登録された日から30日を経過した日まで。ただし、令和4年12月27日までに登録されたものにあつては、令和5年1月26日までを申請受付期間とする。

自旅一受第957号

-4.12.-9

東北運輸局

自旅二受第148号

-4.12.-9

東北運輸局